

仮事務所施設利用に関する協定（案）



志布志市（以下「甲」という。）と志布志海上保安署（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、乙が管理する庁舎が災害等の発生により使用不能となり、又は使用不能のおそれがある場合（第3条において「災害時等」という。）に、甲が管理する庁舎（以下「施設」という。）の一部を乙が仮事務所として利用することに關し必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

所在地 志布志市志布志町志布志二丁目1番1号

施設名 志布志市役所志布志支所の庁舎の一部

（設置の要請）

第3条 乙は、災害時等に前条の施設を仮事務所として利用する必要があるときは、仮事務所を開設する理由、開設に必要な床面積等を明らかにした文書を甲に提出し、仮事務所の設置を要請するものとする。ただし、文書をもつて要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後文書を提出するものとする。

（仮事務所の開設）

第4条 甲は、前条の規定により仮事務所の設置の要請を受けたときは、施設の一部を仮事務所として使用する範囲を指定するものとする。

2 乙は、前項の指定のあった範囲内において、仮事務所を開設することができる。

（仮事務所の管理）

第5条 仮事務所の管理運営は、乙の責任において行うものとする。

2 乙は、仮事務所の管理運営について必要があると認めるときは、甲に協力を求めることができる。

3 備蓄物資の保管等に関する取扱いは、別途協議するものとする。

（使用料及び費用負担）

第6条 第4条第2項の規定により乙が仮事務所を開設した場合において、使用料は、志布志市行政財産使用料条例（平成19年志布志市条例第43号）第10条第1号の規定により免除するものとする。

2 仮事務所の管理運営に要する費用は、別途協議するものとする。

（開設期間）



第7条 仮事務所の開設期間は、災害が発生した日から1週間程度とする。ただし、災害の発生状況により期間を延期する場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(仮事務所解消の努力)

第8条 乙は、早期に通常業務を再開できるよう仮事務所の早期解消に努めるものとする。

(仮事務所の閉鎖及び原状回復義務)

第9条 乙は、仮事務所を閉鎖するときは、その使用した施設を速やかに原状に回復しなければならない。

(協定の効力及び更新)

第10条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、終了日前30日までに、甲又は乙が、それぞれの相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても、同様とする。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定を証するため協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年9月1日

甲 志布志市有明町野井倉1756番地

志布志市長

本田修一



乙 志布志市志布志町志布志3259番地

志布志海上保安署長

柳原浩二

